

## 第30回教育WG

1. 日時：平成17年11月1日（火）14：00～15：00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 議題：文部科学省からのヒアリング

（文部科学省出席者）

常盤木 祐一 初等中等教育企画課室長補佐

永山 裕二 大臣官房総務課行政改革推進室長

### 4. 議事概要

事務局 それでは、これから第30回「教育WG」を開催させていただきたいと思っております。

本日は文部科学省にお越しいただきまして、学校選択制について意見交換をさせていただければと思っております。

まず初めに簡単に御説明いただきましてから、意見交換の方をさせていただければと思っております。時間は一応3時までを目途に設定しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

常盤木室長補佐 こんにちは。文部科学省初等中等局初等中等教育企画課の制度改革室の補佐をしております、常盤木と申します。本日はよろしく願いいたします。

学校選択制ということでございまして、御依頼ございましたヒアリング依頼項目に「学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る」、これは「骨太の方針」に本年度で定められたものでございまして、それを踏まえた検討状況について説明をということでしたので、簡単にまず御説明させていただきます。

学校選択制については先般来、夏のヒアリングの際にも御説明させていただいたとおり、現行でも市町村教委の判断で可能となっているところがございます。実際に自治体の中で実施しているところもございまして、自治体の御判断でいろいろ御活用・御工夫されると、これまで申し上げてきたところがございます。

実際に学校選択制が教育改革、または学校改革の一つの有効なツールとして御活用されている自治体もリアルな話としてあるようでございます。この「骨太の方針」にありますように、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図るとされておりまして、我々といたしましても自治体の中でまだ導入していない自治体のうち、やってみたいなと思っているが、具体的にどうすればいいかわからないですとか、そもそもまだ学校選択制についてどういうものかよくわからないとか、学校選択制という言葉は聞いたことがあるけれども、全くわからないというような自治体もあるのだと思っております。

そのような自治体に対しては、文部科学省としては、例えば、学校選択制が可能であるということですか、その具体的なパターンや学校選択制を導入している自治体ではこんなグッドプラクティスがあるよという例をお示しするのは、まさに国としての責務だと考

えておりますので、導入が実際に可能かどうかを具体的に判断できるような材料として、そういうものを提供していきたいと今、考えているところでございます。

具体的には学校選択の事例集、グッドプラクティスを集めたものをつくりまして、全国的に学校選択制が現行でもできるんだということを言うとともに、具体的に導入する際の例と言いましょか、こういう形でうまくいっているような自治体があるよという例をお示ししてまいりたいと思います。これは今年度中と「骨太の方針」の書き方はなっていると思いますので、今年度中にそのようなものをしていきたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

草刈主査 皆さん、どうぞ。

福井専門委員 それはどういう形でやる予定ですか。

常盤木室長補佐 事例集という形をつくって、全国的に配布したいと思っています。

福井専門委員 公文書で文科省の意思を示すという予定は。

常盤木室長補佐 勿論、文科省の名前で周布することになりますので。

福井専門委員 事例集というのはそういうのが存在しているという事実ですね。そうではなくて、この「骨太の方針」の根幹は「学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る」ということですよ。要するに内閣の一員として、ここに書いてあるとおりのことを、文部科学大臣ないし文科省の意思としてやっていただかないと、閣議決定違反です。それをどういうふうにするのかお伺いしたいのですけれども。

「促進し普及を図る」ということを一体どういうふうにするのですか。

常盤木室長補佐 今、申し上げたとおり、促進するという意味では、まさにやりたくない、やるつもりはないという自治体以外で、やろうとしているけれどもよくわからない自治体を実施できるようにしたいと考えています。

福井専門委員 それはいいのです。事実関係としてどういう事例があるというのは、それはそれで勿論結構なことだから、その部分は何も我々は否定するものではないので、どんどんやっていただくのはいいけれども、要するに内閣として促進と普及を図るということが意思決定されているのですよ。閣議決定で。

常盤木室長補佐 事例集をこういう事例がありますので、御活用、よく御検討くださいということは促進のうちには入らないんでしょうか。

福井専門委員 それは促進と言いますか。こういう事例がありますというだけのことを示すのがどうして促進であったり、普及になるのですか。

常盤木室長補佐 そういうものがあるということをお示しするというのは。

福井専門委員 あなたと議論しても仕方がないのかもしれないけれども、先般も文科省の方が4分の3の私学審の要件について、同じようなことをおっしゃったのです。私学部の御担当者が幹部も含めて。

当初、何を言っていたかという、そういう法律改正がありましたというようなことを

既に連絡してあるから、4分の3要件についてはこれ以上、周知徹底なり指導なり助言なりの必要は一切ないとおっしゃっていた。だけれども、最終的には、先般の公式会議できちんとした文書もつくられて、要するに閣議として、どういうことを決めているのか、あるいは規制改革の方向として何が議論されているのかということもきちんとその趣旨を示した文書をつくられて、公式会議で配布されたということです。我々もそういう措置は高く評価していますが、そういったやり取りが最近もありました。同じことです。少なくとも私学審でやったのと同じことを内閣の意思として文科省の責任でやっていただかないと、我々は閣議決定違反だとみなさざるを得ません。

草刈主査 私学審の件は樋口審議官に聞いてもらえばすぐにわかります。全国的な普及を図るという場合、さっきも福井先生から言われましたけれども、こちらから見ると、そういうガイダンスを流しますということは極めて消極的にいやいやながら、しょうがないからそうやるというふうにしかな聞こえない。もっと積極的にね。要するに学校選択制度を普及しましょうというときには、やはりものすごい汗をかきなさいということを行っているわけで、そんなものは汗をかいたうちに入らないです。

話として2つあって、1つは自治体側とか文科省との連携によってやるということですね。それはいわゆる行政の方の仕事です。

一方、我々庶民の側からすると、一体自分が学校を選択できるのかできないのかということか、あなたはここの学校ですよと言われると、そういうものだと思っている人も非常に多いのです。そうではないというところもたくさんあります。

ただ、法的に言うと今の段階では、要するに保護者の意見は聞くことができると書いてあるのです。聞くことはできるけれども、聞いただけで終わり。今はそれでもいいのですね。だから、積極的に学校選択というものを一般論としてサポートしていこうというのであれば、ここのところは法律を変えるのが当たり前の話であって、保護者とか本人が別の学校を選択したいと思ったときには、それができるようにするというのは、これは文科省でなければできないですね。地方にはできません。これは、学校教育法施行令の第5条第2項ですから。だから、これはもう文科省しかできないのです。

もう一つはさっき申し上げたように、もっともっと積極的に、学校選択制が全国に普及するような汗をかいてもらわないと、これはやったことにならないわけです。

もう一つ申し上げますと、さっきやりたくないところとおっしゃいましたけれども、やりたくないというのはいろんな意味があって、私の主義に反しているからやりたくない。これはやはりそちらの行政指導が必要だと思うのだけれども、そうではなくて実際にできないところというのがありますね。それは我々もわかっている。

例えば、非常に過疎であって選択肢が非常に少ない。そういうところにはどういう措置をするかとか、そういうことは勿論考えてあげなければいけないし、学校選択制を進めていくと、後で出てくるかもしれないけれども、今の形の予算配分というのは教育先進国としては非常に例外的だから、子ども1人に対して幾らという機関に対する配分から個人に

対する配分に変えるというのに基本的にならざるを得ないと我々は思っているのだけれども、それは置いておいて、要するに学校選択制度をやっていくと、どうしてもいい学校に行きたがりますね。そうするとだめな学校ができてしまう。それに対してどうするのですかということまで、やはり文科省としては考えなければいけないですね。

つまり、そこまで考えていかないと、本当の意味で要するに全国普及を図ることにならないのです。だから、ただガイダンスを流して、これでおしまいですということでは答えにならないと私は思います。

ですから、持ち帰って、もう一回我々の言っている話を内部でして、「骨太の方針」に対するちゃんとした答えになるものを用意してもらいたい。これは「骨太の方針」に書いてあることを、そちらと話してきちんと推進する立場に我々はあるわけですから、それは是非話をしておいてもらいたいと思います。

私の方からはそれだけです。

永山行政改革推進室長 私の方から補足させていただきますと、彼は初中局ですので、先ほど福井先生から御指摘があった私学審で共通理解を持って対応したことが伝わっていませんでしたということがあります。

あのときは、要するに法律改正の基本的な考え方と、それに至るまでの経緯を都道府県の担当者に我々としてきちんと伝えるということが一つ。それを受けて、当然あのときも委員の改選時期とかありますので、それに併せてどう変わっていったのかということもきちんとフォローしていくということはお約束させていただいたと思っております。そのところはちょっと伝わっていませんでしたので、今回はきちんと戻って伝えさせていただきます。どういう対応をするのか、事例集というのをまとめますけれども、それをどう活用して、どういう形でやっていくのか、ということについては、相談させていただきたいと思います。

福井専門委員 御検討ください。それで主査の発言をちょっと補足申し上げますと、やはり基本的に、「促進と」というのは明確な政策的な方針なり判断なりビジョンなりを示した文言ですから、決して軽く受け止めないようにお願いしたいのです。

単純に考えても、促進と普及が図られなければ、内閣の意思に反するのだということです。具体的には、今まさに主査から申し上げたことに尽きるのですが、もう少し技術的に補足をいたしますと、今、学校教育法施行規則 32 条というところで、市町村の教育委員会は就学予定者の就学すべき小学校または中学校を指定する場合には、あらかじめその保護者の意見を聴取することができる、と書いてあるのです。

聴取することができるというままでは、我々は導入を促進し全国的な普及を図るという趣旨とは衝突していると評価せざるを得ないと考えています。すなわち、聞きたいときには聞けるのだよ、ということでは、全国的な普及とが導入の促進ではあり得ない。したがって、もう時間も迫っておりますので、具体的に申し上げますが、これは文科省だけであることです。要するに行政命令ですから、文科省の規則を文科省御自身が内閣の意思に

合うように改正していただければいいだけのことです。

「具体的には保護者の意見を聴取しなければならない。聴取した場合には、その意見を尊重しなければならない」。このような規定に施行規則を改正していただく。これがやはり最低限必要だと思っています。ガイドラインは勿論大変結構なことなので、どんどんやっていただければ結構ですが、「骨太の方針」の実行としては、今のような規則改正を具体的に行っていただくということが必要だと思います。

先ほど、主査からも申し上げましたように、例えば、過疎地とか特段の事情がある場合は仕方ないですよ。しかし、少なくとも原則として選択肢を行使し得るような前提が整っていて、保護者がそれを望んでいるときには、それを尊重しないとイケない。

しかも、今のように意見すら聴取しなくても済まされるというのではなくて、意見を聴取して、どうしてもその意見のとおりにはやることのできないような事情があるのなら、かくかくしかじかの理由で今般は見送らざるを得ないということを誠実にちゃんと説明してあげれば、それで済むわけです。この「骨太の方針」の意味も、何が何でも100%やっていただきたいということではないわけですから、したがって可能な限り、まさに尊重するという言葉どおりに、誠実に対応できる限りのことは教育委員会でやっていただくということは、国家の意思です。

余り蒸し返しませんけれども、いつぞや御省のある担当者の方から、地方分権だから地方の勝手だというような発言があって、さすがに今日はそういうことをおっしゃらなかったのは大変賢明な御判断だと思いますが、そういうことではなく、内閣として、教育を受ける保護者や生徒の権利としてこういうことを充実させようということを政治的・政策的に決定しているわけですから、それに素直な意味で誠実に応えていただく行政措置をやっていただく必要がある。

この場合で言うと、要するに、法律本体を改正するとか言った大げさな話でなくて対応できるわけですから、規則改正とその規則改正の趣旨について、私学審のときの対応も参考にされて、きちんとした真意が伝わるような措置を是非お願いしたいと思います。いずれにせよ持ち帰って、よく御相談ください。

安念専門委員 中身は今の御両人からのお話に尽きているのだけれども、促進・普及というのは、現行法令の存在を前提にして、なお促進・普及を図れというわけだから、現行32条ではまだ食い足りないということであるわけです。

保護者の意見を聴取することができるというのは、それはできますよ。そんなことは、禁止規定がない限りできるに決まっています。その点では、現行の32条はあったってなくたって同じことですよ。

そのあったってなくたって同じ規定を維持したままで普及・促進だというのは、なかなか言えない話で、そうとなれば、まずはユーザーさんの御意思を尊重するというのは、学校だって客商売なのだから、サービス業のイロハです。

つまり何も驚天動地のことをしてくださいなんてちょっともお願いしていなくて、サービ

ス業としてごく当たり前のことを当たり前に明文化していただきたいということだけのことで、御省内でもそれほどの抵抗があるはずはなかろうと考えているのですがね。それは今、御兩人に、はい、いたしますという御返事をしてくださいというのを申すわけではないけれども、そここのところは是非そういう話だったから、普通のサービス業としての普通の出発点を書いてくださいというだけのことだということ、どうぞ皆様によしなお伝えください。

福井専門委員 補足で、もう御存じだと思いますが、10月6日に内閣府で公表いたしました、保護者アンケート調査結果でも、学校選択制の導入は小中高校生全体でも、賛成が64.2%、反対は8.1%です。

小学校低学年とか高学年ですと、例えば、低学年は賛成31.2%、どちらかと言えば賛成は34.6%と、もっと多いです。高学年でも賛成が28.9%、どちらかと言えば賛成が34.2%。特に小学校低学年では反対はわずか5.9%、高学年でも反対はわずか7.7%。

これも我々は、包み隠さずオープンになっています。どういう調査でどういうサンプルの取り方をしたかというようなこともオープンになっていると理解しております。要するに無作為抽出の全国の保護者で、これだけのニーズがあるのだ、ということは重く受け止めていただきたいと思いますと思うのです。

現時点で普及状況が、小学校でたしか8.8%でしたね。中学校で11.1%ですね。それからすると、随分これは落差があります。

もう一つは、さっき、反対のところはともかくとして、とおっしゃいましたけれども、そこはちょっと気になるので少し補足しておきます。反対というのがしかるべき理由があって、うちは過疎地で例えば、隣の学校に行くのに片道2時間半バスか何かを乗り継がないと行けないのです、というところで選択制というのは、やはり現実的ではない。そういうのはわかるのです。

けれども、例えば、徒歩圏とかしかるべき自転車の通学区域内に2つあるとか3つあるというところで、しかもそれぞれの学校が何らかの特色ある教育をしていて、いろんな意味で保護者として選びたいという実際のニーズがあるときに、それでも教育委員会として選ばせないという判断をするのだったら、やはりそれ相応の重大な覚悟を持っていただく必要があると思うのです。

要するに、かくかくしかじかのリーズナブルな理由で何らかの、言わば選択肢が非常に限られているというようなことから、今回は御遠慮いただきますというように、やはり理由を説明できないといけない。だから、単に教育委員会の意思で選ばせたくないと思っている、などという結論だけではだめで、その理由がリーズナブルであることをも求める必要があると思うのです。

そういうことも含めて、できるだけ保護者や生徒が、まさに特色ある教育とか、あるいは例えば、その子に合った学校なりを選べるような手立てを多様化していただくというのが、国民的ニーズでもあると思いますので、難しい話でもなし、基本方針で御省の我々と

の考え方が乖離しているわけでもないと思いますので、前向き建設的に御対応いただければと思います。そうすれば、その分もっと大事な問題にいろいろ時間を割けるとと思いますので、よろしく御検討ください。

草刈主査 何かありますか。

常盤木室長補佐 委員の発言には趣旨的には全く同意するところがございますが、ただ、具体的な御提案としていただいた、もう一回議事録とか資料をいただいて確認しますが、「ねばならない」、「尊重しなければならない」と法令で規定するようになりますと、すべての市町村に義務づけする規定になってしまいますので。

福井専門委員 市町村に1校しかない場合はどうするのだとか、それは勿論わかります。

常盤木室長補佐 1校とか、御事情がいろいろあるような市町村もあるかと思っております。

安念専門委員 一応我々もロイヤーですから、ここで趣旨は一致したのですから、修文はまた一緒に話し合しましょう。

常盤木室長補佐 修文という形に対応するかどうかわかりませんが、これもまた平行線になってしまうんですけれども、やりたいとわかっていてわからないとか、保護者のニーズもあって市町村もどうしようかなと思っているんだけれども、どうやっていいかわからないというところには情報提供をする必要があると考えます。

福井専門委員 あと、余り合理的な理由なく、とにかく今はまだ時期尚早みたいなのところも、説得する努力は必要だと思います。

常盤木室長補佐 よく検討させていただきます。

福井専門委員 それからもう一つ、御参考までにということですが、さっきも内閣府の保護者アンケート結果をお示ししましたが、この種の問題は一種の自由権的な側面が強いのです。というのは、みんなで、多数決で決めれば、言わば、違う意思の人にも当然に従わせてもいいという問題ではなくて、例えば、非常に極端な話、99%の人が、私は割り当てられても構わないと考えているにしても、1%の子どもとか保護者が、私にとってはこの学校よりあっちの学校がいいのです、というときにはそれがほかの99%の人の権利や利益を何ら侵害するわけではないですね。

そういう意味で非常に憲法的価値から言っても自由権の性格が強いものですので、多数決で決めることは許されない。まさにニーズがある、それこそ1人でも1%でも欲する人がいたときには、ほかの人の迷惑にならない以上、尊重してあげましょうということは、リーズナブルな政策判断です。

こういうことも勘案して制度化を是非考えていただければと思います。よろしく願います。

草刈主査 いいですか。

常盤木室長補佐 もうよろしいですか。お時間たくさんいただいておりますので、何かしゃべらなければいけないのかなと。

草刈主査 もうこれ以上議論したって生産性がないというときはやめます。

私の方から申し上げたいことが1つあって、学校選択制というと何かそれだけの議論になってしまうかもしれないのだけれども、教育というのはみんなそうですけれども、要するにいろんな意味での広がりというか関連性があるわけです。

例えば、学校選択制をちゃんとやるためには何が必要ですかと言うと、選択をするべき材料が当然必要ですね。当たり前ですね。例えば、大学を受けるときも、どういう学校というのはちゃんと教えておかないといけない。それでインターネットでわっと。つぶれそうな大学には保険まで出てきそうな状況になっているわけで、そういうふうな大学から積極的にPRしていきますね。

それと同じような意味で、やはりいわゆる学校の情報公開の問題がとにかく一番大事なことになってきます。それがないと選択できません。近いとか遠いとかそれは一つあるでしょう。

だけれども、そうではなくて、自分の子どもをいい学校に行かせてあげたいと。いい学校というのはいろんな意味があるわけで、勉強ができる学校が誰にとってもいい学校というわけではありません。だけれども、やはり自分の子どもに合った学校に行かせたいというときに、医療も世界も同様だが、情報公開というのが非常に重要であって、いわゆる学力テストの問題というのは当然その1つのファクターとして出てきます。そうすると、やはり全国的な悉皆の学力テストはちゃんとやってもらって、それを情報の中に入れてあげるといようなことも必要になってくる。

それから、さっき申し上げた、いわゆる予算配分の問題や、いろいろな部分に関係してくる話でありますので、明日のヒアリングでも免許の話も言います。例えば、これはアンケートを見ていただければわかりますが、やはり社会人の経験のある人を先生として持っている学校や、そういう先生を非常に評価したいという人が保護者の中にも随分たくさんいるわけで、そういう社会人の経験のある先生がいますよというのも情報の一つであるし、それを今度はできるだけ入れやすくするような免許制度が必要だとか、それは私らの主張ですけれども。要するに、そういうつながるがものすごくあるものなのです。だから、その辺をやはり考えていただいて、そういう意味でも学校選択というものが現実にやりやすいような形で行くのが、今後日本の義務教育の学力を上げていくためにも非常に大事なことはないかと。

ただ、セーフティーネットの話とか過疎地の対策とか、これはやはりきちんとやらなければいけないというのは全く理解できることです。それはいかぬと言う気は勿論全然ありませんので、悪い方に行っているものをどうやってつぶしていくかという問題は次に出てくる話。実際に品川区などがやったのは御存じですね。あれもそろそろ悪い面が出てきつつあるという声もあるようで、それをどうやっていくのかというのが課題になっている。ここはちゃんとやらなければいかぬというのは我々も全くそのとおりで、その場合に外国の例をいろいろ調べてみると、それに対する対策をきちんとやっている国はもうほとんど



ですから、幾らでもデータ提供しますから。 福井専門委員 ちょっと補足させていただくと、今日固有のテーマではないかもしれないのですけれども、選択制がもし導入されると、情報公開がパッケージで非常に重要になると思うのです。

実際これも御承知だと思うのですけれども、イギリス、オランダ、スウェーデン、ベルギーとかでは、公立学校は少なくとも完全な選択制なのです。選択だけではなくて、オランダなどですと、公立・私立問わず完全な選択ですが、いずれにしても選択の対象たる学校について、例えば、保護者による教員評価とかというのはある意味ではマストなのです。必ずやる。

その学校の学力テストの実施状況、平均点がどうかというようなことも公開情報としてマストです。勿論、教員の個別評価までは直ちに公開されるわけではありませんが、少なくともいろんな細かい学校情報を集約することはやっているし、その中でも特定個人のプライバシーに関係しないようなものは、イギリスなどだと教育監督局のホームページを見れば、各学校まで全部入っていける。極めて詳細な評価項目について、統計処理をして、だれにでも開示されているわけです。

逆に言えば、そういう非常にきちんとした情報開示システムがあるから、保護者が言わば、単なる伝聞や風評などに惑わされにくく、きちんと選びやすいという前提が成り立つという関係があると思うのです。

日本で選択制を導入するのは非常に重要なことですが、車の両輪ですので、情報開示についても保護者や生徒が、ちゃんとどここの学校が例えばどういう学力水準だとか、あるいは学力だけに限らずスポーツ大会でどういう成績をおさめたとか、芸術とか、合唱コンクールでどうだったとかというようなことも含めて、学力至上主義である必要はさらさらありませんけれども、学校の情報・特色のすべてを包み隠さずにきちんとしていただくようにしないといけない。これはだれにとってもハッピーなことだと思うのです。

特に最近だと、単なる学校のパフォーマンスだけではなくて、いじめがあるのかとか暴力があるかどうか。あるいは不登校児がたくさんいる学校かどうかなど、親はすごく気にするわけです。

そういうことについても、今までのところはほとんど表に出ていないわけです。言わば水面下で起こっていることが非常に多い。でも、そういうことは当事者なら誰でもお知りたいたいわけです。その種の実績は欧米では随分明らかになっている。要するに第三者にわかりやすくなっている。日本はまだかなり程度密室性が強い。

そういうことも切迫した問題として、どここの学校に入れようかというときに保護者にとって非常に重要だと思いますので、選択制自体、勿論重要ですが、派生的な部分として、これもそんなに難しい話ではありませんので、そちらの方を向かっていただくということも併せて御検討いただきたいと思います。

あと1点。選択制固有で補足なのですが、今の学校教育法の施行例と規則の体系では、就学予定者の学校指定となっているのです。前にもたしか論点として、何らかの会議で議

題にさせていただいたことがあります。転校の場合については大体パッケージでやるのが常識的だと思うのですが、教育委員会によっては小学校1年生とか中学校1年生に入学するときだけ選べて、途中は原則として選べない。するとこういうことが起こるのです。例えば、3年生とか4年生で転校してくると、自動的にある学校にしか行けないというところが結構あるのです。これはこの施行令なり規則なり法令の趣旨からすれば、何も新入学のときだけではなくて、一旦入った人がほかのところへ行くのも、またどこかよその地域からその教育委員会の管轄区域に転入してきた場合も同じくできるだけその子どもに合った学校に行かせてあげたいと思うのは人情でしょうから、その場合も入学と等しく、イコールに扱おうという仕組みにさせていただきたいと思います。

草刈主査 私はさっき条文を間違えてしまったのかもしれないので、ちょっと確認しておきますが、小学校または中学校を指定しなければいけないよというものが施行令の5条の第2項。保護者の意見を聴取することができるというものが32条ですね。

常盤木室長補佐 先ほど主査は施行令と言いましたけれども、施行規則についてのことだと理解しております。

草刈主査 小学校または中学校を指定しなければいけないというのはやめてしまっただけでも別に構わない。

常盤木室長補佐 それはちょっと就学義務という形で我々は義務教育からやっておりますので。

草刈主査 尊重した上で学校を指定するとか、そういうふうになれば。

常盤木室長補佐 我々が今回お持ちした案はグッドプラクティスの提供ということでお持ちさせていただいて、今お話いただいたのは正直、考えておりませんでした。いただきました提案は上司と相談させていただきたいと思います。

草刈主査 こういうところがいいとか悪いとか宣伝するのだったら、熱心なNPOでもできますね。我々3人でNPOをつくるとしたら、やろうとすればできる。

それは文科省のあなた方のようなエリートのやる仕事ではないですよ。

常盤木室長補佐 そういう仕事もしっかりとやらないと。

福井専門委員 それはそれで是非やっていただいて、更にもう2歩、3歩踏み出してくださいということをお願いします。

草刈主査 今日はもうこれで限定版だということから、もうやめましょう。明日その分時間をもらわないと全部できないですから、後でご担当にお願いしておきます。

どうもありがとうございました。